

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年2月1日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第1章 総 則 第2条 (定義) (33) 「二段階定額制プラン」とは、利用料金の計算方法につき、当社の定める一定のデータ利用量以下（以下「下限」といいます。）および一定のデータ利用量以上（以下「上限」といいます。）は、それぞれ当社の定める定額で利用でき、かつ、下限から上限までの間のデータ利用量については従量料金で利用できるプランをいいます。	第1章 総 則 第2条 (定義) (33) 「二段階定額制プラン」とは、利用料金の計算方法につき、当社の定める一定のデータ利用量以下（以下「下限」といいます。）および一定のデータ利用量以上（以下「上限」といいます。）は、それぞれ当社の定める定額で利用でき、かつ、下限から上限までの間のデータ利用量については従量料金で利用できるプランをいいます。ただし、2024年3月31日まで二段階定額制プランの品目であったファミリー・ライトは、同年4月1日以降は従量料金は発生せず、データ利用量にかかわらず下限における定額にて利用がされることとなるため、同日以降は二段階定額制プランに該当しないものとします。ただし、2024年3月31日まで二段階定額制プランの品目であったファミリー・ライトは、同年4月1日以降は従量料金は発生せず、データ利用量にかかわらず下限における定額にて利用がされることとなるため、同日以降は二段階定額制プランに該当しないものとします。
(34) 「料金体系の変更を伴う品目変更」とは、二段階定額制プランの品目であるファミリー・ライトとそれ以外の品目間での変更をいいます。	(34) 「料金体系の変更を伴う品目変更」とは、二段階定額制プランの品目とそれ以外の品目間での変更をいいます。
第4章 料金等の支払 第18条 (料金等) 1. 会員は本サービスの利用料金、手続きに関する料金、工事費その他の料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、当社に対する支払いに関しては、別段の定めがない限り、当社または集金代行業者（後記第4項において定義します。）が集金するものとします。また、各種料金等の具体的な金額および算定方法は、当社が別途定めるところによるものとします。	第4章 料金等の支払 第18条 (料金等) 1. 会員は本サービスの利用料金、手続きに関する料金、工事費その他の料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、当社に対する支払いに関しては、別段の定めがない限り、当社または集金代行業者（後記第4項において定義します。）が集金するものとします。また、各種料金等の具体的な金額および算定方法は、当社が別表その他別途定めるところによるものとします。

<p>第5章 契約期間</p> <p>第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2項 (3)</p> <p>a 利用契約の契約成立日が 2022年6月30日以前</p> <table border="1" data-bbox="80 422 806 617"> <thead> <tr> <th>解除前プラン/変更前プラン</th><th>解除料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動更新なしプラン</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>2年自動更新プラン</td><td>10,450円（税込）</td></tr> <tr> <td>5年自動更新プラン(TVセット)</td><td>16,500円（税込）</td></tr> </tbody> </table> <p>但し、5年自動更新プラン(TVセット)から2年自動更新プランへプラン変更をした場合の解除料は6,050円（税込）とします。</p> <p>また、以下に該当する場合は、本号b.が適用されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条第3項に定めるプラン変更完了日が2022年7月1日以降の場合 料金体系の変更を伴う品目変更を行い、第15条第2項に定める品目変更完了日が2022年7月1日以降の場合 東西の提供区域を跨ぐ移転を行い、第16条第3項に定める移転先での工事が完了した日が2022年7月1日以降の場合 ファミリー・10ギガの利用契約の場合 (なお、2022年7月1日以降にファミリー・10ギガの利用契約が成立し、かつ、同年8月31日までに解約した場合の解除料は6,930円（税込）となります) 	解除前プラン/変更前プラン	解除料	自動更新なしプラン	なし	2年自動更新プラン	10,450円（税込）	5年自動更新プラン(TVセット)	16,500円（税込）	<p>第5章 契約期間</p> <p>第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2項 (3)</p> <p>a 利用契約の契約成立日が 2022年6月30日以前</p> <table border="1" data-bbox="811 422 1553 617"> <thead> <tr> <th>解除前プラン/変更前プラン</th><th>解除料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動更新なしプラン</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>2年自動更新プラン</td><td>10,450円（税込）</td></tr> <tr> <td>5年自動更新プラン(TVセット)</td><td>16,500円（税込）</td></tr> </tbody> </table> <p>但し、5年自動更新プラン(TVセット)から2年自動更新プランへプラン変更をした場合の解除料は6,050円（税込）とします。</p> <p>また、以下に該当する場合は、本号b.が適用されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条第3項に定めるプラン変更完了日が2022年7月1日以降の場合 料金体系の変更を伴う品目変更を行い、第15条第2項に定める品目変更完了日が2022年7月1日以降の場合 東西の提供区域を跨ぐ移転を行い、第16条第3項に定める移転先での工事が完了した日が2022年7月1日以降の場合 ファミリー・10ギガの利用契約の場合 (なお、2022年7月1日以降にファミリー・10ギガの利用契約が成立し、かつ、同年8月31日までに解約した場合の解除料は6,930円（税込）となります) ファミリー・ライトの利用契約の場合 (なお、利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前の場合を含みます) 	解除前プラン/変更前プラン	解除料	自動更新なしプラン	なし	2年自動更新プラン	10,450円（税込）	5年自動更新プラン(TVセット)	16,500円（税込）
解除前プラン/変更前プラン	解除料																
自動更新なしプラン	なし																
2年自動更新プラン	10,450円（税込）																
5年自動更新プラン(TVセット)	16,500円（税込）																
解除前プラン/変更前プラン	解除料																
自動更新なしプラン	なし																
2年自動更新プラン	10,450円（税込）																
5年自動更新プラン(TVセット)	16,500円（税込）																

別表

SoftBank 光の料金表 (月額基本料)

	5年自動更新 プラン	2年自動更新 プラン	自動更新なし プラン
ファミリー・ 10ギガ	5,830円／月 (税込)	6,380円／月 (税込)	7,590円／月 (税込)
ファミリー・ ギガスピード			
ファミリー・ スーパーハイ スピード	5,170円／月 (税込)	5,720円／月 (税込)	6,930円／月 (税込)
ファミリー・ ハイスピード			
ファミリー			
ファミリー・ ライト	—	4,290円／月 (税込)	6,050円／月 (税込)
マンション・ 10ギガ	—	6,380円／月 (税込)	7,590円／月 (税込)
マンション・ ギガスピード			
マンション・ スーパーハイ スピード	—	4,180円／月 (税込)	5,390円／月 (税込)
マンション・ ハイスピード			
マンション			

「機器レンタル規約」新旧対照表

改定前 (2023年12月13日付)	改定後 (2024年4月1日付)								
第1章 総則 第2条 (定義) (5) 「BB サービス規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「モニター割サービス利用規約」のことをいいます。	第1章 総則 第2条 (定義) (5) 「BB サービス規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「モニター割サービス利用規約」のことをいいます。								
第2章 本サービスの内容 第4条 (レンタル契約の成立及び終了) 2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。	第2章 本サービスの内容 第4条 (レンタル契約の成立及び終了) 2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">各接続機器</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">契約成立日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム</td><td style="padding: 10px;">当社が各接続機器の申し込みを承諾した日</td></tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">各接続機器</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">契約成立日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置</td><td style="padding: 10px;">当社が各接続機器の申し込みを承諾した日</td></tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日
各接続機器	契約成立日								
光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日								
各接続機器	契約成立日								
光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、地デジチューナー、回線終端装置	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日								
第5条 (レンタル料金) 2. 各接続機器の課金開始日は以下のとおりとします。 • 当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合	第5条 (レンタル料金) 2. 各接続機器の課金開始日は以下のとおりとします。 • 当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">各接続機器</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">課金開始日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー</td><td style="padding: 10px;">BB サービス規約に準じる</td></tr> </tbody> </table>	各接続機器	課金開始日	光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー	BB サービス規約に準じる	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">各接続機器</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">課金開始日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー</td><td style="padding: 10px;">BB サービス規約に準じる</td></tr> </tbody> </table>	各接続機器	課金開始日	光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー	BB サービス規約に準じる
各接続機器	課金開始日								
光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー	BB サービス規約に準じる								
各接続機器	課金開始日								
光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホー	BB サービス規約に準じる								

<p>ムゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、回線終端装置、モデム、メッシュ Wi-Fi ルーター</p>		<p>ムゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、回線終端装置、メッシュ Wi-Fi ルーター</p>	
<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第13条（レンタル契約終了等に伴う返還）</p> <p>1. 会員は以下の場合、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、その各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>(1)事由の如何を問わずレンタル契約が終了した場合</p> <p>(2)「ソフトバンク BB サービス規約」に基づく利用休止期間が 12 カ月を超えた場合</p> <p>2. 会員は、事由の如何を問わずレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日または「ソフトバンク BB サービス規約」に基づく利用休止期間が 12 カ月を超えた日の属する月の翌月 20 日までに各接続機器を当社に返還するものとします。なお、上記期日までに返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>		<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第13条（レンタル契約終了等に伴う返還）</p> <p>1. 会員は事由の如何を問わずレンタル契約が終了した場合、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、その各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 会員は、前項の場合、レンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日までに各接続機器を当社に返還するものとします。なお、上記期日までに返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	
<p>第5章 その他</p> <p>第15条（パーソナルデータの取り扱い）</p> <p>当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。</p> <p>2. 本サービスに係る各接続機器のうち、モデム、光 BB ユニット、Air ターミナル、TV 測定器、メッシュ Wi-Fi ルーターの交換・故障修理を行う場合、当社は、接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供する場合があります。</p>		<p>第5章 その他</p> <p>第15条（パーソナルデータの取り扱い）</p> <p>当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。</p> <p>2. 本サービスに係る各接続機器のうち、光 BB ユニット、Air ターミナル、TV 測定器、メッシュ Wi-Fi ルーターの交換・故障修理を行う場合、当社は、接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供する場合があります。</p>	
<p>第9章 任意の買取及び持ち込み利用に関する個別規定</p> <p>第31条（任意の買取及び持込利用）</p>		<p>第9章 任意の買取及び持ち込み利用に関する個別規定</p> <p>第31条（任意の買取及び持込利用）</p>	

3. 会員は、第1項に基づき買取した新規各接続機器のうち、Yahoo! BB ADSLサービスにおけるモデム、無線LANカードについては持ち込み、利用することができるものとします。また、持ち込みが認められるのは、第1項に基づき買取った新規各接続機器のみであって、当社が販売した接続機器ではない機器、当社のレンタル用接続機器、その他当社が不適切であると判断した接続機器はいかなる場合も持ち込むことができません。	3. 会員による接続機器の持ち込みが認められるのは、第1項に基づき買取った新品各接続機器のみであって、当社が販売した接続機器ではない機器、当社のレンタル用接続機器、その他当社が不適切であると判断した接続機器はいかなる場合も持ち込むことができません。
--	--

附則 Yahoo! BB ADSL、Yahoo! BB 光シティ、Yahoo! BB 光マンションにおいて第10条（会員の義務）第2項、第11条（故障、交換等）第1項、第3項、第13条（レンタル契約終了等に伴う返還）に定める「違約金」及び「修理交換料金」にかかる規定は、2007年3月31日以前に本規約適用のサービスを申し込みされた会員には適用されないものとします。	附則 Yahoo! BB 光シティにおいて第10条（会員の義務）第2項、第11条（故障、交換等）第1項、第3項、第13条（レンタル契約終了等に伴う返還）に定める「違約金」及び「修理交換料金」にかかる規定は、2007年3月31日以前に本規約適用のサービスを申し込みされた会員には適用されないものとします。
---	---

別記																			
1. (当社が提供する各接続機器)																			
当社は、以下の各接続機器をレンタルするものとします。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>各接続機器</th> <th>各接続機器の説明等</th> <th>インターネット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>モデム</td> <td>当社ADSLサービスでインターネットに接続するために必要な機器</td> <td>Yahoo! BB ADSL /</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>光BBユニット</td> <td>ブロードバンドルータ</td> <td>Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光 マンション/SoftBank 光</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>無線LANカード</td> <td>宅内で無線LAN接続を行うための機器</td> <td>Yahoo! BB ADSL / Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光シティ/ SoftBank 光</td> </tr> </tbody> </table>				項目番号	各接続機器	各接続機器の説明等	インターネット	1	モデム	当社ADSLサービスでインターネットに接続するために必要な機器	Yahoo! BB ADSL /	2	光BBユニット	ブロードバンドルータ	Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光 マンション/SoftBank 光	3	無線LANカード	宅内で無線LAN接続を行うための機器	Yahoo! BB ADSL / Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光シティ/ SoftBank 光
項目番号	各接続機器	各接続機器の説明等	インターネット																
1	モデム	当社ADSLサービスでインターネットに接続するために必要な機器	Yahoo! BB ADSL /																
2	光BBユニット	ブロードバンドルータ	Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光 マンション/SoftBank 光																
3	無線LANカード	宅内で無線LAN接続を行うための機器	Yahoo! BB ADSL / Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光シティ/ SoftBank 光																

		カード型と、 モデム/光 BB ユニット内蔵 型の 2 種類があり ます。	レッツコース/ Yahoo! BB 光シテ ィ/ Yahoo! BB 光 マンション/ SoftBank 光	
--	--	--	--	--

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2024年3月8日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第1章 総則 第2条 (定義) <p>(18) 「利用者回線」とは、特定協定事業者の電話サービス契約約款または指定協定事業者の電話サービス等契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。</p> <p>(19) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p> <p>(28) 「パートナーサービス」とは、当社が提供する利用者回線、契約者回線またはフレッツ光回線上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。ただし、本サービスを当社が提供する場合を除きます。</p> <p>(31) 「ソフトバンク携帯電話」とは、当社が提供する携帯電話サービスをいいます。ただし、ワイモバイルの名称で提供する携帯電話サービスを除きます。</p>	第1章 総則 第2条 (定義) <p>(18) (削除)</p> <p>(19) (削除)</p> <p>(28) 「パートナーサービス」とは、フレッツ光回線上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。ただし、本サービスを当社が提供する場合を除きます。</p> <p>(31) 「ソフトバンク携帯電話」とは、当社が提供する携帯電話サービスをいいます。ただし、ワイモバイルの名称およびLINEの名称で提供する携帯電話サービスを除きます。</p>
第2章 利用契約の締結 第3条 (本サービスの区分) <p>1. 本サービスには、次の四つの区分があります。</p> <p>(1) 利用者回線型（利用者回線を使用して提供するもの）</p> <p>(2) 契約者回線型（契約者回線を設置して提供するもの）</p>	第2章 利用契約の締結 第3条 (本サービスの区分) <p>1. 本サービスには、次の二つの区分があります。</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) (削除)</p>
第7条 (利用契約の成立) <p>3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(5) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき</p>	第7条 (利用契約の成立) <p>3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(5) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDNと同様の契約を締結しているとき</p>

<p>(13) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき</p> <p>(14) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき</p>	<p>(13) (削除)</p> <p>(14) (削除)</p>
<p>第4章 サービスの提供</p> <p>第17条 (本サービスの提供範囲)</p> <p>5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。</p> <p>(2) 契約者回線型</p> <p>契約者回線型は契約者回線を設置して提供するサービスであることに鑑み、本サービスの対象外の通話（※）は一切できないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの提供</p> <p>第17条 (本サービスの提供範囲)</p> <p>5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。</p> <p>(2) (削除)</p>
<p>第7章 本サービスの利用停止等</p> <p>第29条の2 (会員による本サービスの利用休止と利用再開)</p> <p>第29条の3 (利用休止時における利用料金の取扱い)</p>	<p>第7章 本サービスの利用停止等</p> <p>第29条の2 (削除)</p> <p>第29条の3 (削除)</p>
<p>第9章 雜則</p> <p>第38条 (個人情報等の保護)</p> <p>当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/)に従い適切に実施します。</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第38条 (個人情報等の保護)</p> <p>当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(http://www.softbank.jp/corp/privacy/)に従い適切に実施します。</p>
<p>第10章 附則</p> <p>第44条 (BBフォン用モデムに関する特約条件)</p> <p>接続機器について、本サービスの利用のために当社が会員に対し、BBフォン用モデム（ADSLモデムとBBフォンアダプターの両方の機能を内蔵した接続機器をいいます、本条では以下「BBフォン用モデム」といいます。）を提供した場合（レンタルした場合のみならず、</p>	<p>第10章 附則</p> <p>第44条 (削除)</p>

BB フォン用モデムを買取された会員も含む。) の取扱いとして、以下の特約条件を定めるものとします 1～5 (略)									
<p>第11章 有償オプションサービス</p> <p>第46条 (有償オプションサービスの種類)</p> <p>当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="171 563 641 1102"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話明細書の郵送サービス</td> <td>当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス ※本有償オプションサービスは利用者回線型および契約者回線型のみでの提供となります。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス ※本有償オプションサービスは利用者回線型および契約者回線型のみでの提供となります。	<p>第11章 有償オプションサービス</p> <p>第46条 (有償オプションサービスの種類)</p> <p>当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="917 563 1387 664"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	(削除)	(削除)
種類	サービス概要								
通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス ※本有償オプションサービスは利用者回線型および契約者回線型のみでの提供となります。								
種類	サービス概要								
(削除)	(削除)								
<p>第12章 電話番号案内</p> <p>第65条の8 (ホワイトコール24の終了等)</p> <p>2. 本サービス申込日の90日後（フレッツ光回線型及びSoftBank光回線型の場合は、申込日の180日後）に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日の90日後（フレッツ光回線型及びSoftBank光回線型の場合は、申込日の180日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。</p> <p>3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日の90日後（フレッツ光回線型及びSoftBank光回線型の場合は、移転申込日の180日後）に第7条第1項第（1）号に定める工事が完了していない場合、移転申込日の90日後（フレッツ光回線型及びSoftBank光回線型の場合は、移転申込日の180日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。</p>	<p>第12章 電話番号案内</p> <p>第65条の8 (ホワイトコール24の終了等)</p> <p>2. 本サービス申込日の180日後に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日の180日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。</p> <p>3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日の180日後に第7条第1項第（1）号に定める工事が完了していない場合、移転申込日の180日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。</p>								
第14章 パートナーサービスに関する特約	第14章 パートナーサービスに関する特約								

<p>第72条（適用除外条項）</p> <p>2. 前項の定めに加え、パートナーサービス（ADSL回線サービスの場合に限ります。）においては、第13条および第44条乃至第60条の適用が除外されるものとします。</p>	<p>第72条（適用除外条項）</p> <p>2. （削除）</p>
---	---

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第1章 総 則 第2条 (用語の定義) (6) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。	第1章 総 則 第2条 (用語の定義) (6) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用基本契約利用規約」のことをいいます。

「「BB セキュリティ」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年12月4日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第1章 総則 第2条 (用語の定義) (8) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。	第1章 総則 第2条 (用語の定義) (8) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用 基本契約利用規約」のことをいいます。
第2章 本サービスおよび利用契約 第7条 (サポート等) 当社は、当社ホームページに掲載している本サービスの動作環境 (http://bbsecu.jp/kiyaku) を満たした本サービス会員に対し、以下のサポートを提供いたします。	第2章 本サービスおよび利用契約 第7条 (サポート等) 当社は、当社ホームページに掲載している本サービスの動作環境 (https://bbsecu.jp/system-requirement/spec-top.html) を満たした本サービス会員に対し、以下のサポートを提供いたします。

「BB コンテンツサービス利用規約 「BB ソフト」 サービス個別規定」新旧対照表

改定前 (2023年6月1日付)	改定後 (2024年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>8. 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>8. 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス用基本契約利用規約」のことをいいます。</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前 (2024年2月14日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第2条（定義） 7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービス（後記第2条第10号に定義します。）、SoftBank ブロードバンドサービス（後記第2条第11号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）を利用するため必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。	第2条（定義） 7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービス（後記第2条第10号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）を利用するため必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。
11. 「SoftBank ブロードバンドサービス」とは、当社が提供する個別サービスの総称をいいます。	11. 削除
第4条（利用申込の承諾） 2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。 (1)Yahoo! BB サービス、SoftBank ブロードバンドサービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。	第4条（利用申込の承諾） 2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。 (1)Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。
第10条（料金の支払い） 1. 本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」、「SoftBank ブロードバンドサービス基本規約」、「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」の定めによるものとします。	第10条（料金の支払い） 1. 本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」、「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」の定めによるものとします。

「とく放題(B)会員規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年4月1日付)
第2条（用語の定義） (6) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。	(6) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。

「「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年4月1日付)
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(8) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(8) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>

「「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年4月1日付)
<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>

「「BB お掃除&レスキュー」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年4月1日付)
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス 基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス 基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>

「オプションパック規約」新旧対照表

改定前 (2023年12月4日付)		改定後 (2024年4月1日付)	
第2条 (本サービスの構成)		第2条 (本サービスの構成)	
1. 当社は、本規約に基づき、次の各項番に定めるパッケージ対象オプションサービスをパッケージ化して提供します。パッケージ提供価格については別途定めるものとします。		1. 当社は、本規約に基づき、次の各項番に定めるパッケージ対象オプションサービスをパッケージ化して提供します。パッケージ提供価格については別途定めるものとします。	
項目番号	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能サービス
2	バリューパック	無線 LAN パック 地デジチューナー (R) BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版) とく放題(B) ソフトバンク Wi-Fi スポット	Yahoo! BB ADSL Yahoo! BB バリュープラン